別紙６

標欠医療機関の取扱いについて

１　目的

　　医療機関において、医療従事者数が医療法の定める標準数を著しく下回ることは、単に違法であるだけでなく、医療の質を担保し患者の安全を確保する上で大きな問題となるため、その原因を把握するとともに積極的に是正を図るものである。

２　対象施設

　　前年度の検査で、医師・看護師の人員がともに医療法に定める従事者の標準数の８０％以下若しくはいずれかが６０％以下だった病院

３　実施方法

　　２の病院に対して、翌年度の立入検査実施時に、様式１１「標欠医療機関検査表」により検査し指導を行う。

４　再度の検査

　　３による指導の結果、なお、医師・看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）双方とも８０％以下である病院若しくは医師・看護要員のいずれかが６０％以下である病院については、当該年度末までに再度立入検査を実施し、改善状況を確認の上、様式１２「標欠医療機関検査表（再検査の結果）」を作成する。

　　なお、前年度の立入検査では標欠となっていなかったが、翌年度の立入検査の結果、医師・看護要員のいずれかが６０％以下である病院についても、当該年度末までに再度立入検査を実施する。その場合、様式１１の「前年度」は「前回」と、「今年度」は「今回」とそれぞれ読み替えること。

５　検査に当たって留意する事項

（１）「聞き取り調査」の方法で実施し、検査表は、聴取を行う側で作成すること。

（２）様式の欄だけで記入できない場合は、別紙とすること。

（３）聞き取り内容は、裏付け資料等により極力確認すること。